

様式第2号（第6条関係）

令和7年12月8日

関係各位

桶川市長 小野克典
(公印省略)

質問回答書

令和7年11月28日までに提出のあったプロポーザルに関する質問について、その回答を取りまとめましたので、次のとおり（回答・情報提供）いたします。

質問	回答
・業務の拠点となる事務所の設置について質問です。 場所（住所）、建物の種別等の制約はありますか？	委託者や関係機関等との連絡調整や対象者への支援が円滑に実施できるよう、桶川市内に本委託業務の拠点となる事務所を設置するものとします。 建物の種別等の制約はありません。
・勤務時間について質問です。 就労支援員1人の配置の場合、急な傷病によるお休み、労働者として取得が認められている年次有給休暇、慶弔休暇等が	仕様書に記載された業務を確実に履行し、支援員の代替え等を柔軟に対応していただければ、御社の福利厚生制度に従っていただいてかまいません。

<p>必要な場合、休みは認められますか？</p> <p>休みが認められる場合、認められない場合、それぞれ法人としてどのような対応が必要とされますか？</p>	
<p>支援員に国や県等から業務研修に参加要請があった場合、どのような対応が必要とされますか？</p>	<p>仕様書に記載された業務を確実に履行し、支援員の代替え等を柔軟に対応していただければ、自己研鑽として参加していただき事業に反映させていただいてかまいません。</p>